

ー危機管理情報ー

食中毒警報(ノロウイルス食中毒 第1号)の発表

1 発表日時 令和8年1月9日 午後 4時00分

2 適用項目 ウ 県内で同一の病原物質による食中毒が連續して発生している場合で、特に注意喚起が必要と判断される場合

- 令和7年12月26日及び令和8年1月3日に、県内で、ノロウイルス食中毒が2件※連續して発生しました。発生の主な原因是、感染した調理従事者から汚染を受けた食品を喫食したことによるものです。(※ 12月26日(浜松市)、1月3日(沼津市))

食品取扱施設及び一般家庭に注意を促すため、食中毒警報(ノロウイルス食中毒 第1号)を発表します。

3 有効期間 令和8年1月9日から令和8年1月15日

<注意事項>

ノロウイルスは食品中では増えず、人の腸管内で増えます。感染すると、吐物やふん便中にウイルスが排泄されるので、次の事項に注意が必要です。

- 1 食品への二次汚染を防ぐため、調理前、食事の前、トイレの後は石鹼でよく手を洗い、ウイルスを洗い流す。
- 2 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱調理する(85°C以上で1分間以上の加熱)。特に、カキなどの二枚貝の調理時に注意する(85~90°Cで少なくとも90秒間の加熱)。
- 3 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接取扱う作業を控える。

<参考>

○食中毒警報の発表基準

以下のいずれかの条件に該当した場合に発表する。

- ア 気温30°C以上が10時間以上継続する場合、又は予測される場合
- イ 県内の感染症発生動向調査における定点当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が概ね20人以上となった場合
- ウ 県内で同一の病原物質による食中毒が連續して発生している場合で、特に注意喚起が必要と判断される場合
- エ その他発表者が必要と判断した場合

<参考>

1 ノロウイルス食中毒発生状況

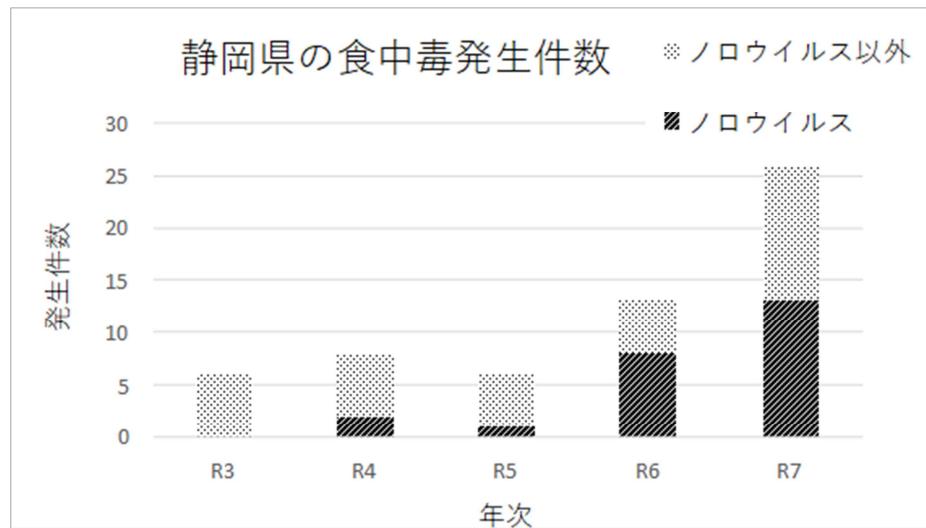
(1)令和3～7年次

発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生件数	6	2	5	4	2	1	1					3	24

(2)令和8年次

1件21人（食中毒全体1件21人）

発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生件数	1												1



2 ノロウイルス食中毒事例

発生月日	原因施設	患者数	原因食品	発生要因 (推定を含む)
07. 04. 22	静岡市（飲食店）	6	提供料理	調理従事者からの二次汚染
07. 07. 19	浜松市（飲食店）	5	提供料理	汚染された調理品を提供
07. 12. 08	静岡市（飲食店）	28	提供料理	調理従事者からの二次汚染
07. 12. 26	浜松市（飲食店）	45	仕出し弁当	調理従事者からの二次汚染
08. 01. 03	沼津市（飲食店）	21	提供料理	調査中